
令和6年第1回川場村議会定例会会議録第2号

令和6年3月13日（水曜日）

議事日程 第2号

令和6年3月13日（水曜日）午後2時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（1番・2番）
- 日程第 2 陳情第 1号 村道門前溝又線道路改良工事に関する陳情書について
- 日程第 3 陳情第 2号 健康保険証の存続を求める陳情書について
- 日程第 4 議案第 23号 令和6年度川場村一般会計予算について
- 日程第 5 議案第 24号 令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 25号 令和6年度川場村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 26号 令和6年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 27号 令和6年度川場村簡易水道事業会計予算について
- 日程第 9 議案第 28号 令和6年度川場村下水道事業会計予算について
- 日程第 10 議案第 15号 川場村ライスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 16号 太郎農村交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 29号 村道路線の認定について
- 日程第 13 議案第 30号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 14 議案第 31号 川場村教育委員会教育長の任命について
- 日程第 15 議案第 32号 川場村副村長の選任について
- 日程第 16 発議第 1号 川場村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 発議第 2号 川場村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 18 閉会中の継続調査申出について
- 日程第 19 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	栗原達也君	2番	千木良澄夫君
3番	宮内好美君	4番	細谷市衛君
5番	角田文雄君	6番	丸山敏雄君
7番	津久井俊雄君	8番	星野孝之君
9番	黒田まり子君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	宮内実君
教育長	宮内伸明君	総務課長	角田圭一君
住民課長	安藤秀昭君	健康福祉課長	小林巧君
むらづくり振興課長	戸部正紀君	田園整備課長	横坂徹君
教育委員会事務局長	布施伸一郎君	会計管理者	春原久代君

事務局職員出席者

事務局長 今井 忠

◎開 議

午後 2 時 0 0 分開議

○事務局長（今井 忠君） ただいまから令和 6 年第 1 回川場村議会定例会最終日の会議が開かれます。

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において 1 番栗原議員、2 番千木良議員を指名いたします。

◎日程第 2 陳情第 1 号 村道門前溝又線道路改良工事に関する陳情書について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 2、陳情第 1 号 村道門前溝又線道路改良工事に関する陳情書についての件を議題といたします。

本件について、産業振興常任委員長の報告を求めます。

委員長津久井議員。

〔産業振興常任委員長 津久井俊雄君発言〕

○産業振興常任委員長（津久井俊雄君） 報告いたします。

去る 3 月 6 日の本会議において産業振興常任委員会に付託されました受理番号 1、陳情第 1 号 村道門前溝又線道路改良工事に関する陳情書について、審査の結果をご報告いたします。

本陳情の趣旨は、平成 29 年に請願を行った村道門前溝又線道路改良工事において、令和 5 年度、一部改良を実施していただいたが、残区間が生じているため、未着手部分を整備してほしいという内容の陳情であります。

本会議終了後、現地において門前区長から詳細な説明を受け、現状確認を行いました。その後、議場において産業振興常任委員会を開催いたしまして、審査を行いました。

審査の過程では、各委員より、用地の確保は問題ないか、地域住民の安全確保が第一である、既に途中まで着手しているのだから、引き続き実施すべきである、本路線は 2 級村道として幹線道路に位置づけられ、通学路にも指定されている、また、地域住民の生活道路としても重要な役割を果たしている、地域住民の安全確保のため道路整備の必要があるとの意見を踏まえ、本委員会では、慎重な審査の結果、全会一致により採択と決定いたしました。

以上で審査の結果についての委員長報告といたします。

○議長（小菅秋雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより陳情第1号 村道門前溝又線道路改良工事に関する陳情書についての件を採決いたします。
この陳情に対する委員長報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。
したがって、本陳情は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

◎日程第3 陳情第2号 健康保険証の存続を求める陳情書について

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、陳情第2号 健康保険証の存続を求める陳情書についての件を議題といたします。

本件について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長星野議員。

〔総務文教常任委員長 星野孝之君発言〕

○総務文教常任委員長（星野孝之君） 去る3月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました受理番号2、陳情第2号 健康保険証の存続を求める陳情書について、審査の結果をご報告いたします。

本陳情の趣旨ですが、政府は健康保険証を今年12月に廃止し、マイナンバーカードに一本化することを閣議決定しました。しかし、マイナ保険証の窓口での利用は5%にも及んでおりません。このような状況下で保険証が廃止されれば、大混乱となり、国民皆保険制度の下で守られてきた国民の命と健康が脅かされます。国民、患者、医療機関も望んでいないマイナンバーカードへの一本化をやめて、健康保険証を存続するよう、国に対する意見書を提出していただきたいという内容の陳情であります。

以上のことを踏まえ、3月11日、予算審査特別委員会終了後、役場委員会室において総務文教常任委員会を開催し、審査を行いました。

審査の過程では、各委員より、高齢者など対応が難しい状況も予想されるが、既に閣議決定されており、健康保険証の存続は難しいのでは、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することにより、患者の情報管理が正確になるが、個人情報漏えいのリスクがある、今後あらゆる局面においてデジタル化の推進は必要であると認識しているが、移行期間が短く、現場の混乱が予想される、川場診療所では多くの高齢者が受診しており、対応が難しいのではなどの意見が出されました。

本委員会では、慎重な審査の結果、全会一致により趣旨採択と決定いたしました。

以上で審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（小菅秋雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第2号 健康保険証の存続を求める陳情書についての件を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は委員長報告のとおり趣旨採択と決定いたしました。

◎日程第4 議案第23号 令和6年度川場村一般会計予算について

◎日程第5 議案第24号 令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第6 議案第25号 令和6年度川場村介護保険事業特別会計予算について

◎日程第7 議案第26号 令和6年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第8 議案第27号 令和6年度川場村簡易水道事業会計予算について

◎日程第9 議案第28号 令和6年度川場村下水道事業会計予算について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、議案第23号 令和6年度川場村一般会計予算についての件から日程第9 議案第28号 令和6年度川場村下水道事業会計予算についての件までの6件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長星野議員。

〔予算審査特別委員長 星野孝之君発言〕

○予算審査特別委員長（星野孝之君） 報告いたします。

去る3月6日の本会議において予算審査特別委員会に付託されました議案第23号 令和6年度川場村一般会計予算から議案第28号 令和6年度川場村下水道事業会計予算までの6件についての慎重に審査をした経過と結果をご報告いたします。

なお、本委員会は全議員をもって構成する特別委員会でありますので、審査の過程での詳細な報告は省略させていただきます。

まず、審査の経過であります。本委員会は、3月11日、議場において、各課長、室長、事務局長に出席を求め、予算書に基づいて委員質疑を中心に集中審査を行いました。

令和6年度川場村一般会計予算額は37億7,186万7,000円で、前年度当初予算と比較して4億5,768万8,000円の減で、率にして10.8%の減であります。

それでは、審査の経過で議論となりました主な事項について簡単に報告いたします。

まず、一般会計歳入については、デジタル田園都市国家構想交付金事業の内容は何か、野菜王国ぐんま総合対策補助金の対象は、デジタルトランスフォーメーション全般について、小規模農村整備事業の施行箇所は、富士山横塚線事業残地購入の内容は、小中一貫校関連事業費についてなど、質疑がなされました。

次に、特別会計及び公営企業会計でございますが、各会計ごとに質疑を行いました。どの会計も問題はなく、適切であると認めます。

本委員会は、国・県などからの補助金、交付金を生かした予算編成の努力を評価しつつ、予算執行に当たっては費用対効果及び緊急性を十分に考慮すべきと要望し、令和6年度川場村一般会計及び特別会計3件、公営企業会計2件の予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（小菅秋雄君） 以上で委員長の審査結果報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

最初に、議案第23号 令和6年度川場村一般会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号 令和6年度川場村一般会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号 令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和6年度川場村介護保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号 令和6年度川場村介護保険事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和6年度川場村後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号 令和6年度川場村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号 令和 6 年度川場村簡易水道事業会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 27 号 令和 6 年度川場村簡易水道事業会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 令和 6 年度川場村下水道事業会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 28 号 令和 6 年度川場村下水道事業会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 15 号 川場村ライスセンターの指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 10、議案第 15 号 川場村ライスセンターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、8 番星野議員の退場を求めます

〔8番 星野孝之君退席〕

○議長（小菅秋雄君） 議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。
村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第15号 川場村ライスセンターの指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

この指定は、川場村公の施設に関する指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらずに候補者の選定を行うものであります。

今回は、本年1月26日に開催された川場村指定管理者選定委員会において、株式会社雪ほたかが選定されました。株式会社雪ほたかは、過去3期の実績と、生産者からの信頼も厚く、適任と思われれます。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第15号 川場村ライスセンターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第16号 太郎農村交流施設の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第16号 太郎農村交流施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第16号 太郎農村交流施設の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

この指定は、川場村公の施設に関する指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定に基づき、公募により指定管理候補者の選定を行いました。

本年 1 月 26 日に開催された川場村指定管理者選定委員会において、合同会社ユビトが選定されました。合同会社ユビトは、過去の実績と将来ビジョンから適任と思われま

す。なお、指定期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年といたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 16 号 太郎農村交流施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

8 番星野議員の入場を許します。

〔8 番 星野孝之君着席〕

◎日程第 12 議案第 29 号 村道路線の認定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 12、議案第 29 号 村道路線の認定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 29 号 村道路線の認定について、提案説明を申し上げます。

村道原 1 号線及び 2 号線道路改良事業が完了したことに伴い、2 路線を道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番角田議員。

○5 番（角田文雄君） 質問させていただきます。

この2路線の関係なんですけれども、長さとか幅員、これが記載されていないので、これはそういう内容の道路台帳ということですか、記載は必要ないから。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

○田園整備課長（横坂 徹君） 幅員等は調書に記載はないので、確認をさせていただきます。

ここで暫時休憩。2時40分まで休憩といたします。

午後2時27分休憩

午後2時34分再開

○議長（小菅秋雄君） 暫時休憩時間、ちょっと早めですが、再開いたします。

田園整備課長。

○田園整備課長（横坂 徹君） ただいまの質問にお答えいたします。

原1号線が、延長376.4メートル、幅員が6.6メートルから9.1メートル、原2号線につきましては、延長が70.3メートル、幅員が6.1メートルから10メートルです。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 5番角田議員。

○5番（角田文雄君） 分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号 村道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第30号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（小菅秋雄君） 日程第13、議案第30号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

関する協議についての件を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 30 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案説明を申し上げます。

内容につきましては、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和 6 年 4 月 1 日から富岡市及び榛東村が加入し、あわせて負担金の算出方法を明確化するため、規約の変更を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 30 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 31 号 川場村教育委員会教育長の任命について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 14、議案第 31 号 川場村教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小菅秋雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 31 号 川場村教育委員会教育長の任命について、提案説明を申し上げます。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとされております。

宮内申明氏は、人格が高潔で、経験豊富であり、教育行政に関して識見を有する方であり、平成27年4月1日より3期9年間、川場村教育長として本村教育行政の推進のためご尽力をいただけてきました。

今回、任期満了となりますので、再任をお願いしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号 川場村教育委員会教育長の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第15 議案第32号 川場村副村長の選任について

○議長（小菅秋雄君） 日程第15、議案第32号 川場村副村長の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小菅秋雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第32号 川場村副村長の選任について、提案説明を申し上げます。

このたび、宮内 実副村長より辞任の申出があり、令和6年3月31日付をもって辞任を承認いたしました。

昨年度末に辞任の意向を伝えられましたが、役場新庁舎建設工事中であり、完成を見るまではその任に就いていただきたいと慰留した経緯がございます。

宮内副村長におかれましては、3期9年にわたり私の補佐役として川場村政に努めていただきました。特に、新庁舎建設に当たりましては、その能力を十二分に発揮していただき、「K a w a b a B A S E」がこのように完成をいたしました。

また、永井鶴二村制からの川場村の歴史を知り尽くしたその知識を、後輩によく継承していただきました。

さらに、職員の事務監督者として、職員のおよき相談相手として、内政運営に努めていただきました。

宮内副村長におかれましては、勇退後はお体をご自愛なさり、立場は違いますが、村政発展のために、大所高所からご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。

後任につきましては、現在総務課長を務めております角田圭一氏を選任したいと考えております。

角田圭一氏は、昭和60年に奉職をされ、議会事務局長、教育委員会事務局長、総務課長を歴任され、現在に至っております。行政経験が豊富であるとともに、村政に対し熱意と行動力を持って取り組んでいただけるものと強く信じており、副村長として適任者であると判断し、ここにご提案を申し上げることとなりました。

なお、同意いただけた場合の副村長の就任期日につきましては、令和6年4月1日としたいと考えております。

議員各位のご理解を賜り、ご同意をいただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号 川場村副村長の選任についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第16 発議第1号 川場村議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第16、発議第1号 川場村議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

6番丸山議員。

〔6番 丸山敏雄君発言〕

○6番（丸山敏雄君） 提案理由についてご説明いたします。

標準町村議会委員会条例の改正に伴い、重複している条文の整理を行うため、改正するものです。

以上申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号 川場村議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第2号 川場村議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（小菅秋雄君） 日程第17、発議第2号 川場村議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

6番丸山議員。

〔6番 丸山敏雄君発言〕

○6番（丸山敏雄君） 提案理由についてご説明いたします。

標準町村議会委員会条例の改正に伴い、会議時間の変更の規定、開票結果及び投票の有効無効の異議申立て結果の本人宛て通知及び資格決定の本人宛て通知の規定を新たに設けるため、改正するものです。

以上申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第 2 号 川場村議会会議規則の一部を改正する規則についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 閉会中の継続調査申出について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 18、閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付した申出書写しのとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第 19 字句等の整理委任について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 19、字句等の整理委任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会で議決された事件について、その字句等の整理を要するものにつきましては、会議規則第 45 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 村長から発言の申出がありますので、これを許します。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました案件につきましては、議員各位のご理解とご協力によりまして、慎重審議の上、いずれも原案のとおりご決定をいただきましたことに対し、心よりご礼を申し上げます。

また、令和6年度川場村一般会計予算をはじめ特別会計予算等につきましては、予算審査特別委員会の設置によりご審査をいただきました。委員会の運営に当たっての星野委員長のご労苦と委員各位の細部にわたってのご熱心な審査に感謝を申し上げます。

さて、本定例会でご決定をいただきました当初予算をはじめとする重要案件は、川場村が将来にわたり輝き、そして発展し続ける礎となるものであります。

川場学園校舎建設事業は、2か年にわたる事業の最終年となります。小中一貫校として特色ある学校づくりにより、川場の宝である子供たちがより輝けるよう期待をしているところであります。

今月23日には「K a w a b a B A S E」において移住・定住イベントが開催されます。近隣からの多くの来場者によりにぎわいが創出されるもので、議員全員の参加をぜひお願いするものであります。

寒暖の差が激しい日々が繰り返されておりますが、議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、多方面におきましてのご活躍を心からご期待申し上げ、本定例会の閉会にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月6日に開会され、本日までの8日間にわたり、新年度予算並びに条例改正、人事案件など、上程されました全ての案件を滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

終始ご熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑なる議会運営にご協力を賜りました執行部の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

私たち議員は、開かれた議会を目指しつつ、議会議員として村民の負託に応え、村の施策に対する提言などを積極的に行い、執行部と連携して、村民の皆様が安心して暮らせる、魅力あふれる川場村らしい村づくりに取り組んでまいり所存であります。

また、執行部におかれましても、4月から新体制となりますが、より一層村民の安全と村政の発展のために英知を絞ってご尽力賜りますよう心からお願い申し上げます、簡単ではありますが閉会の挨拶といたします。

◎閉 会

○議長（小菅秋雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして令和6年第1回川場村議会定例会を閉会いたします。

午後2時53分閉会